

日本フィールドアーチェリー協会

慶弔規定

日本フィールドアーチェリー協会（以下本会という）（略称 J F A A）の会員の慶弔規定に関し、以下のとおり定める。

第一章 結 婚

（会員の結婚）

第一条 本会の正会員の結婚（初婚に限る）に際し、祝電を打電し、祝福することが出来る

（祝電の条件）

第二条 祝電は通常慶弔扱い電報とする

（発信者）

第三条 会員の中で結婚の決まった者は、本人又は支部代表者より、本人の姓名及び挙式する会場名・会場住所・年月日時間・電話番号等を、本会事務局へ事前に報告する。

報告を受けた事務局は、速やかに発信手配をすること。

但し、式場以外での挙式（自宅・海外等）の場合は、原則として届け出の本人住所宛に発信する

第二章 死 亡

（会員の死亡）

第四条 会員の死亡時は、本会より故人の生前の活躍と冥福を祈る意味で、弔電を打電し弔意を表すことが出来る

（弔電の条件）

第五条 弔電は通常慶弔扱い電報とする

（発信者）

第六条 会員の死亡に関しては、連絡を受けた支部代表者より、本人の姓名及び喪主名（本人との関係）・法要を営む斎場名（もしくは自宅）・年月日時間・電話番号等を事務局に報告する。

報告を受けた事務局は速やかに弔電の手配発信をすること

（役員死亡）

第七条 生前、本会のために活躍し本会の発展に寄与された、役員（会員）には、献花等を祭壇に供え故人の冥福を祈る

（献花等の手配）

第八条 第六条に加え、取扱葬儀社の電話番号等の報告を受けた事務局は、献花等の手配を次の1～3項に関しては本部事務局が手配し、第4項に関しては該当支部責任者に手配を依頼する。

献花等への氏名表示方法：日本フィールドアーチェリー協会
会長 小野清子
他 役員一同

1. 会長・副会長・顧問・参与
2. 理事長・副理事長・理事・監事
3. 名誉会員
4. 支部代表者又は支部代表者に準ずる者

（費用処理）

第九条 慶弔に関する諸費用は、慶弔予算より支出する。

立替金等の精算に関しては、全て「日本フィールドアーチェリー協会」宛の領収書を必要とする

第三章 付 則

（規定の改定）

第十条 本規定は実状に即して、理事会の議決により改定することが出来る

（執 行）

第十一条 本規定は平成3年8月18日に制定し、平成22年5月30日改定